

SL1**飛躍するジェットビジネスの今**

三菱重工航空エンジン株式会社取締役社長

島内克幸

SL2**新医療体制の展開**東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科医歯学系
専攻環境社会医歯学講座政策科学分野教授

河原和夫

現在、国内では MRJ をはじめとした航空機産業は自動車産業に次ぐ次世代の成長産業として注目されている。今後 20 年間で航空旅客の輸送量は世界の経済成長率にリンクして伸びると予想されており、これに伴って必要となる旅客機は約 2 倍になると予想されており、成長の余地は十分にあるといえる。そこで世界および日本の中における航空機産業の現状と将来について述べ、成長するための課題等について紹介する。次に、航空機および主要な装備品であるエンジンについて製品としての紹介・その特徴および開発内容について具体例を紹介する。さらに航空機エンジンについて詳細にその特徴や開発・製造の手法について述べる。また、飛行安全を支えるための高い品質を維持するための認証システムや製造会社としての設計・開発試験・製造に係る仕組みについても紹介する。

世界史上類を見ない少子高齢社会の到来は、医療を含むわが国の社会保障制度の在り方に大きな影響を与えており。社会保障制度を実態に適合させるために、「医療介護総合確保推進法」、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」等が整備され、「医療法」が改正された。これを受けて、地域医療構想や地域包括ケアシステムの構築が進められ、社会資源の複合的かつ効率的な利用が進められることとなった。特に地域医療構想は、高度急性期、急性期、回復期、そして慢性期の病床に医療機能を区分して、診療密度の高低、患者の病状や重症度に応じて 2025 年の各病床数を NDB、DPC などのデータを用いて機能別に定めようとするものである。効率的な医療体制の構築を目指したもので、輸血医療にも少なからず影響を与えるものと考えられる。一方、医療体制を支える人的および物的資源、財政状況はいかがであろうか。当然、少子高齢化は人材不足を招き、物的資源としては病院の建替え、高額な医療機器の整備の問題がある。財政については言うまでもなく医療費抑制が政府の関心事となっている。こうした将来を見据えた医療、輸血医療、さらには社会保障制度の展開と論点について医学的および社会経済的動向から考察してみたい。

SL3

献血思想普及・推進と血液事業の調和

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課長

一瀬 篤

我が国の血液事業は、昭和三十九年の閣議決定を契機として、関係者による多大の努力が積み重ねられてきた結果、輸血用血液製剤については昭和四十九年以降、国内自給が達成されている。しかしながら、血漿分画製剤に関しては、一部の製剤について、国内自給率は上昇してきたものの、その他の製剤についてはまだ相当量を輸入に依存している状況にある。このような現状を踏まえ、血液製剤（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定的な供給が確保され、かつ、国内自給が推進されるよう一層の取組を進めることが必要である。我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるHuman Immunodeficiency Virus（ヒト免疫不全ウイルス）感染問題という、深甚な苦難を経験しており、これを教訓として、今後、重大な健康被害が生じないよう、血液製剤の安全性を向上するための施策を進めることが必要である。血液事業は、これらの経緯等を踏まえ、法の基本理念である血液製剤の安全性の向上、献血によって得られた血液による国内自給の確保、血液製剤の安定供給、適正使用の推進及び公正かつ透明な血液事業の実施体制の確保を図るために、法第九条第一項に基づき策定する血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るために基本的な方針及びその方針に基づき定める献血推進計画及び需給計画、都道府県が定める都道府県献血推進計画並びに採血事業者が定める献血受入計画に基づいて一体的に進められることが必要である。国並びに地方公共団体（都道府県及び市町村をいう。）、採血事業者、製造販売業者等（製造販売業者、製造業者及び販売業者をいう。以下同じ。）、医療関係者など血液事業に関わる者は、法に基づき課せられた責務を確実に果たさねばならない。